

## 5

# 国民の権利及び義務（「日本国憲法改正草案」第3章）

Q13

「日本国憲法改正草案」では、国民の権利義務について、どのような方針で規定したのですか？

答

国民の権利義務については、現行憲法が制定されてからの時代の変化に的確に対応するため、国民の権利の保障を充実していくということを考えました。そのため、新しい人権に関する規定を幾つか設けました。

また、権利は、共同体の歴史、伝統、文化の中で徐々に生成されてきたものです。したがって、人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます。現行憲法の規定の中には、西欧の天赋人权説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考えました。例えば、憲法11条の「基本的人権は、……現在及び将来の国民に与へられる」という規定は、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利である」と改めました。

Q14

「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に変えたのは、なぜですか？

答

従来の「公共の福祉」という表現は、その意味が曖昧で、分かりにくいものです。そのため学説上は「公共の福祉は、人権相互の衝突の場合に限って、その権利行使を制約するものであって、個々の人権を超えた公益による直接的な権利制約を正当化するものではない」などという解釈が主張されています。

今回の改正では、このように意味が曖昧である「公共の福祉」という文言を「公益及び公の秩序」と改正することにより、憲法によって保障される基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにしました。

なお、「公の秩序」と規定したのは、「反国家的な行動を取り締まる」ことを意図したものではありません。「公の秩序」とは「社会秩序」のことであり、平穏な社会生活のことを意味します。個人が人権を主張する場合に、他人に迷惑を掛けなければいけないのは、当然のことです。そのことをより明示的に規定しただけであり、これにより人権が大き

く制約されるものではありません。

Q15

「新しい人権」について、どのような規定を置いたのですか？

答

現在の憲法が施行されてから 65 年、この間の時代の変化に的確に対応するため、国民の権利保障を一層充実していくことは、望ましいことです。

「法律で保障すればよい」という意見もありますが、憲法に規定を設けることで、法律改正だけでは国民の権利を廃止することができなくなりますので、国民の権利保障はより手厚くなります。

日本国憲法改正草案では、「新しい人権」（国家の保障責務の形で規定されているものを含む。）については、次のようなものを規定しています。

- (1) 個人情報の不当取得の禁止等 (19 条の 2)  
いわゆるプライバシー権の保障に資するため、個人情報の不当取得等を禁止しました。
- (2) 国政上の行為に関する国による国民への説明の責務 (21 条の 2)  
国の情報を、適切に、分かりやすく国民に説明しなければならないという責務を國に負わせ、国民の「知る権利」の保障に資することとしました。
- (3) 環境保全の責務 (25 条の 2)  
国は、国民と協力して、環境の保全に努めなければならないこととしました。
- (4) 犯罪被害者等への配慮 (25 条の 4)  
国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならないこととしました。

なお、(2) から (4) までは、国を主語とした人権規定としています。これらの人権は、まだ個人の法律上の権利として主張するには熟していないことから、まず國の側の責務として規定することとしました。

Q16

家族に関する規定は、どのように変えたのですか？

答

家族は、社会の極めて重要な存在ですが、昨今、家族の絆が薄くなってきていると言われています。こうしたことに鑑みて、24条1項に家族の規定を新設し、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」と規定しました。なお、前段については、世界人権宣言16条3項も参考にしました。

党内議論では、「親子の扶養義務についても明文の規定を置くべきである。」との意見もありましたが、それは基本的に法律事項であることや、「家族は、互いに助け合わなければならぬ」という規定を置いたことから、採用しませんでした。

(参考) 世界人権宣言16条3項

家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。

Q17

教育環境の整備について規定を置いたのは、なぜですか？

答

憲法改正草案では、26条3項に国の教育環境の整備義務に関する規定を新設し、「国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない」と規定しました。

この規定は、国民が充実した教育を受けられることを権利と考え、そのことを国の義務として規定したものです。

具体的には、教育関係の施設整備や私学助成などについて、国が積極的な施策を講ずることを考えています。

Q18

公務員の労働基本権の制約について規定を置いたのは、なぜですか？

答

憲法改正草案では、28条2項に公務員に関する労働基本権の制限の規定を新設し、「公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。」と規定しました。

現行憲法下でも、人事院勧告などの代償措置を条件に、公務員の労働基本権は制限されていることから、そのことについて明文の規定を置いたものです。

Q19

その他、国民の権利義務に関して、どのような規定を置いたのですか？

答

国民の権利義務に関しては、これまでに述べたもののほか、次のような規定を置いています。

(1) 国等による宗教的活動の禁止規定の明確化 (20条3項)

国や地方自治体等による宗教教育の禁止については、特定の宗教の教育が禁止されるものであり、一般教養としての宗教教育を含むものではないという解釈が通説です。そのことを条文上明確にするため、「特定の宗教のための教育」という文言に改めました。

さらに、最高裁判例を参考にして後段を加え、「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないもの」については、国や地方自治体による宗教的活動の禁止の対象から外しました。これにより、地鎮祭に当たって公費から玉串料を支出するなどの問題が現実に解決されます。

(2) 公益及び公の秩序を害することを目的とした活動等の規制 (21条2項)

オウム真理教に対して破壊活動防止法が適用できなかったことの反省などを踏まえ、公益や公の秩序を害する活動に対しては、表現の自由や結社の自由を認めないこととしました。内心の自由はどこまでも自由ですが、それを社会的に表現する段階になれば、一定の制限を受けるのは当然です。

なお、「公益や公の秩序を害することを目的とした」活動と規定しており、単に「公益や公の秩序に反する」活動を規制したものではありません。

(3) 在外国民の保護 (25条の3)

グローバル化が進んだ現在、海外にいる日本人の安全を国が担保する責務を憲法に書き込むべきであるとの観点から、規定を置きました。

(4) 知的財産権 (29条2項)

29条2項後段に、「知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するよう配慮しなければならない」と規定しました。特許権等の保護が過剰になり、かえって経済活動の過度の妨げにならないよう配慮することとしたものです。

※主な（実質的な）修文部項については、ヨシックで表記

| 日本国憲法改正草案                 |   |
|---------------------------|---|
| <u>目次</u>                 |   |
| 第一章 天皇                    | 〔前文〕  |
| (第一条) 天皇 (第一條第一項八条)       | 日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のためには、皆国民との協和による成程と、わが國全土にわたつて自由のもたらす恩恵を確保し、政府の行為によつて争ひ戦争の脅威が生る恐れが國は、先の大戦による苦難や甚多の大災害を乗り越えて発展し、今や國際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁榮に貢献する。 |
| (第二条) 安全保障 (第九条第一項九条の三)   | 日本国民は、國と領土を轉りと氣概を持つて自ら守り、基本的人権を尊重するどもに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて國家を形成する。  |
| (第三条) 国民の権利及び義務 (第十一条)    | 日本国民は、自由と権利を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学研究を振興し、活力ある経済活動を通じて國を成長させせる。   |
| (第四条) 國会 (第四十一条第一項六十四条の二) | 日本国民は、良き伝統と我々の國家を末永く存続するため、ここに、この憲法を制定する。   |
| (第五条) 内閣 (第六十五条第一項七十五条)   | 日本国民は、恒久の和平を念願し、人間相互の恩恵を支配する皆様の想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようとした。われらは、平和を維持し、軍事と燃費、庄稼と偽撲滅を地上から永遠に除去しようと努めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と不安から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。           |
| (第六条) 司法 (第七十六条第一項九十二条)   | 日本国民は、いつの國もも、自國のことをのみに忠誠して他國を蔑視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、   |
| (第七条) 財政 (第七十七条)          |   |
| (第八条) 地方自治 (第九十二条第一項九十九条) |   |
| (第九条) 緊急事態 (第九十九条第一項九十九条) |   |
| (第十条) 整正 (第一百条)           |   |
| (第十一章) 並行法規 (第一百一条・第一百二条) |   |
| <u>現行憲法</u>               |   |
| 日本国憲法改正草案                 | この法則に從ふことは、自國の主権を維持しあるに立たうとする各國の實務であると信ずる。  |
| 第一章 天皇                    | 日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。  |
| (天皇)                      | 第一條 天皇は、日本國の元首であり、日本國及び日本國民総合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本國民の総意に基く。  |
| 第一節 天皇                    | 第一條 天皇は、日本國の皇帝であり、日本國統合の象徴であつて、その地位は、世襲のものである。  |
| (天皇)                      | 第二條 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した天皇典の定めるところにより、これを繼承する。   |
| 内閣                        | 第二條 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した天皇典の定めるところにより、これを繼承する。   |
| 司法                        | 第三條 天皇の國事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。  |
| 財政                        | 〔新設〕  |
| 地方自治                      | 第三條 天皇は、國旗は日章旗とし、國歌は君が代とする。   |
| 緊急事態                      | 第四条 元号は、法律の定めるところにより、星位の御承があつたとき刻に制定する。   |
| 整正                        | 〔新設〕  |
| 並行法規                      | 〔元号〕  |
|                           | 〔削除〕  |
|                           | 〔削除〕  |
|                           | 〔天皇の権利〕   |
|                           | 第五条 天皇は、この憲法に定める國事に関する行為を行ひ、國政に附する権能を有しない。  |
|                           | ② 天皇は、法律の定めるところにより、その國事に関する行為を行ひ、國政に附する権能を有しない。   |
|                           | 第五条 天皇は、天皇典の定めるところにより、國事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を適用する。   |
|                           | 〔天皇の國事行為等〕  |

| 日本国憲法改正草案                                  |   |
|--|---|
| <u>現行憲法</u>                                |   |
| この法則に從ふことは、自國の主権を維持しあるに立たうとする各國の實務であると信ずる。 | 日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。              |
| 第一節 天皇                                     | 第一條 天皇は、日本國の皇帝であり、日本國統合の象徴であつて、この地位は、世襲の存する日本國民の総意に基く。  |
| (天皇)                                       | 第二條 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した天皇典の定めるところにより、これを繼承する。         |
| 内閣   | 第二條 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した天皇典の定めるところにより、これを繼承する。         |
| 司法   | 第三條 天皇の國事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。        |
| 財政   | 〔新設〕  |
| 地方自治                                       | 第三條 皇旗は日章旗とし、國歌は君が代とする。                                 |
| 緊急事態                                       | 第四条 元号は、法律の定めるところにより、星位の御承があつたとき刻に制定する。                 |
| 整正   | 〔新設〕  |
| 並行法規                                       | 〔元号〕  |
|  | 〔削除〕  |
|  | 〔削除〕  |
|  | 〔天皇の権利〕   |
|  | 第五条 天皇は、この憲法に定める國事に関する行為を行ひ、國政に附する権能を有しない。              |
|  | ② 天皇は、法律の定めるところにより、その國事に関する行為を行ひ、國政に附する権能を有しない。         |
|  | 第五条 天皇は、天皇典の定めるところにより、國事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を適用する。 |
|  | 〔天皇の國事行為等〕  |

| 日本国憲法改正草案                                  |   |
|--|---|
| <u>現行憲法</u>                                |   |
| この法則に從ふことは、自國の主権を維持しあるに立たうとする各國の實務であると信ずる。 | 日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。              |
| 第一節 天皇                                     | 日本国民は、日本國の元首であり、日本國統合の象徴であつて、その地位は、世襲の存する日本國民の総意に基く。    |
| (天皇)                                       | 第二條 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した天皇典の定めるところにより、これを繼承する。         |
| 内閣   | 第二條 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した天皇典の定めるところにより、これを繼承する。         |
| 司法   | 第三條 天皇の國事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。        |
| 財政   | 〔新設〕  |
| 地方自治                                       | 第三條 皇旗は日章旗とし、國歌は君が代とする。                                 |
| 緊急事態                                       | 第四条 元号は、法律の定めるところにより、星位の御承があつたとき刻に制定する。                 |
| 整正   | 〔新設〕  |
| 並行法規                                       | 〔元号〕  |
|  | 〔削除〕  |
|  | 〔削除〕  |
|  | 〔天皇の権利〕   |
|  | 第五条 天皇は、この憲法に定める國事に関する行為を行ひ、國政に附する権能を有しない。              |
|  | ② 天皇は、法律の定めるところにより、その國事に関する行為を行ひ、國政に附する権能を有しない。         |
|  | 第五条 天皇は、天皇典の定めるところにより、國事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を適用する。 |
|  | 〔天皇の國事行為等〕  |

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員小西洋之  
(出典:自由民主党「日本国憲法改正草案Q&A」より小西洋之事務所作成)

| 日本国憲法改正草案   |   | 現行憲法 |
|---|---|------|
| 第六条 天皇は、国民のために、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。  | 第六条 天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。   |      |
| ② 天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長である最高裁判官を任命する。  |   |      |
| 二 天皇は、国民のために、次に掲げる国事に関する行為を行う。<br>一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。<br>二 国会を召集すること。<br>三 総議院を開催すること。<br>四 法院院員の詮選並びに参議院議員の通常選舉の施行を公示すること。<br>五 国務大臣及び法律の定めるその他の國の公職員の任命を認証すること。<br>六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を認証すること。<br>七 衛兵を授与すること。<br>八 批准並びに法律の定めるその他の外交文書を認証すること。 | 第六条 天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判官を任命する。  |      |
| ③ 天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判官を任命する。  | 二 三 公衆講演を解放すること。<br>四 国会議員の海選率の施行を公示すること。<br>五 国務大臣及び法律の定めるその他の国事の任免並びに全権委任状及び大典及び公使の信任状を認証すること。<br>六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を認証すること。<br>七 衛兵を授与すること。<br>八 批准並びに法律の定めるその他の外交文書を認証すること。 |      |
| 九 外国の大使及び公使を授受すること。<br>十 儀式を行ふこと。   |   |      |
| 三 天皇は、法律の定めるところにより、前二項の行為を委任することができる。   | 第四条 (略)   |      |
| 四 天皇の国事に関する金での行為には、内閣の進言を必要とし、内閣がその責任を負う。ただし、衆議院の解散については、内閣総理大臣の進言による。  | ② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。<br>第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の進言と承認を必要とし、内閣がその責任を負ふ。  |      |
| 五 第一項及び第二項に掲げるもののほか、天皇は、國又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行ふ。  | 〔新設〕  |      |
| (挙政)  | 第五条 皇室典禮の定めるところにより挙政を併くときは、挙政は、天皇の名で、その國事に関する行為を行ふ。   |      |
| 第七条 皇室典禮の定めるところにより挙政を併くときは、挙政は、天皇の名で、その國事に関する行為を行ふ。   |   |      |

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員小西洋之  
(出典:自由民主党「日本国憲法改正草案Q&A」より小西洋之事務所作成)

| 日本国憲法改正草案   |   | 現行憲法 |
|---|---|------|
| 2 第五条及び前条第四項の規定は、概要について準用する。                                      | 重の規定を準用する。  |      |
| (皇室への財産の詮選等の制度)   | 第八条 皇室に財産を贈り受し、又は皇室が財産を贈り受け、若しくは賃与することは、法律で定める場合を除き、国会の承認を経なければならない。  |      |
| 第八条 皇室に財産を贈り受し、又は皇室が財産を贈り受け、若しくは賃与するには、法律で定める場合は、法律の承認を経なければならない。 | 第二章 戦争の放棄   |      |
| (平和主義)  | 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國旗の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際争争を解決する手段としては用いない。                                      |      |
| 二 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。  | ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。  |      |
| (国防軍)   | 第九条の二 我が國の平和と独立並びに國及び国民の安全を確保するため、内閣總理大臣を最高指揮官とする國防軍を保持する。  |      |
| 2 國防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、國の委託その他の指揮に服する。             | 3 國防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、國際社会の平和と安全を確保するために国際的協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は國民の生命若しくは自由を守るために活動を行うことができる。 |      |
| 4 前二項に定めるもののほか、國防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。                    | 5 國防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は國防軍の機密に関する罪を犯した場合の懲罰を行つたが、法律の定めるところにより、國防軍に裁判所を置くこの場合においては、被告人が裁判所へ上訴                 |      |

| 日本国憲法改正草案   | 東洋企画法  |
|---|--|
| する権利は、保護されなければならない。   |  |
| (領土等の保全等)<br>第九条の三 国は、主権と独立を守るために、國民と協力して、領土、領海及び領空を保全しなければならない。  | [新設]<br>第三章 国民の権利及び義務<br>第十一条 日本国民の要件は、法律でこれを定める。  |
| (日本国民)<br>第十一条 日本国民の要件は、法律で定める。   | 第三章 国民の権利及び義務<br>第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。      |
| (基本的人権の享有)<br>第十二条 この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不斷の努力により、これを保択しなければならない。國民は、これを適用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反対してはならない。 | 第十二条 この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不斷の努力により、これを保択しなければならない。又、國民は、これに公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。      |
| (国民の資本)<br>第十三条 金て國民は、人として尊重される生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。                               | 第十三条 すべて國民は、個人として尊重される生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。 |
| (人としての尊重等)<br>第十四条 金て國民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。  | 第十四条 すべて國民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。                  |
| 2. 毎族その他の貴族の制度は、認めない。   | 2. 每族その他の貴族の制度は、これを認めない。   |
| 3. 栄誉、榮光その他の榮典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その能力を有する。  | ③ 栄誉、榮光その他の榮典の授与は、いかなる特徴も伴はない。榮典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その能力を有する。                 |

| 日本国憲法改正草案  | 東洋企画法   |
|--|---|
| (公務員の選定及び罷免に関する施刑等)<br>第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民の選択である。                           | り、その効力を有する。   |
| 2. 全て公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。   | 第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民の選択である。                         |
| 3. 公務員の選定を選舉により行う場合は、且本国籍を有する成年者による普通選挙の方選による。                                       | ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。                            |
| 4. 選舉における投票の秘密は、保証されない。選舉人は、その選択に因し、公的にも私的にも責任を問われない。                                | ④ すべて選挙における投票の秘密は、これをしてはならない。選舉人は、その選択に因し、公的にも私的にも責任を問はれない。 |
| (詮題をする施刑)<br>第十六条 何人も、損害の教唆、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他他の事項に因し、平型に詮題をする権利を有する。     | 第十六条规定する施刑は、これをしてはならない。選舉人は、その選択に因し、公的にも私的にも責任を問われない。       |
| 2. 詮題をした者は、そのためにはいかなる差別も受けない。  | 第十六条规定する施刑は、これをしてはならない。選舉人は、その選択に因し、公的にも私的にも責任を問はれない。       |
| (国等に対する詮題評議權)<br>第十七条 何人も、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共団体に、その賠償を求めることができる。 | 第十七条规定する施刑は、これをしてはならない。選舉人は、その選択に因し、公的にも私的にも責任を問はれない。       |
| (身体の拘束及び監禁からの自由)<br>第十八条 何人も、その意に反するところにからわらず、社会的又は經濟的關係において身體を拘束されない。               | 第十八条规定する施刑は、これをしてはならない。又、犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服せられないと。 |
| 2. 何人も、犯刑による处罚の場合は除いては、その意に反する苦役に服せられない。   | 第十八条规定する施刑は、これをしてはならない。又、犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服せられない。  |
| (思想及び良心の自由)<br>第十九条 思想及び良心の自由は、保護する。   | 第十九条规定する施刑は、これをしてはならない。                                     |
| (個人情報の不取扱い等)<br>第十九条の二 何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない                           | [新設]  |

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員小西洋之  
(出典:自由民主党「日本国憲法改正草案Q&A」より小西洋之事務所作成)

| 日本国憲法改正草案  | 現行憲法   |
|--|--|
| い。   | 婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。<br>③ 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。 |
| (宗教の自由)  | 婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。<br>② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。 |
| 第二十条 個教の自由は、保障する。國は、いかなる宗教團体も、國から獎勵を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。                                 | 第二十五条 全ての國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。<br>② 國は、すべての生活部面について、社會福祉、社会保険及び公衆衛生の向上及び地盤に努めなければならない。                                    |
| 2. 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。   | 第二十五条 全ての國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。<br>② 國は、國民生活のあらゆる側面において、社會福祉、社会保険及び公衆衛生の向上及び地盤に努めなければならない。                                 |
| 3. 國及び地方自治体その他の公共團体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的懇親又は世俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。 | 〔選抜保全の義務〕<br>第二十五条の二 國は、國民と協力して、國民が良好な環境を享受することができるように、その保全に努めなければならない。  |
| (表現の自由)  | 〔在外国民の保護〕<br>第二十五条の三 國は、國外において緊急事態が生じたときは、在外國民の保護に努めなければならない。  |
| 第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。  | 〔犯罪被害者等への配慮〕<br>第二十五条の四 國は、犯罪被害者及びその家族の人格及び処遇に配慮しなければならない。   |
| 2. 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行ひ、並びにそれを目的として搾取をすることは、認められない。                       | 〔教育に附する権利及び義務等〕<br>第二十六条 全ての國民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、笠しく教育を受ける権利を有する。   |
| 3. 稚園は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。  | 2. 全ての國民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、笠しく教育を受ける権利を有する。稚路教育は、無償とする。   |
| (国政上の行為に関する説明の義務)  | 3. 國は、教育が國の未來を切り拓く上で次くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。  |
| 第二十二条 國は、國政上の行為につき国民に説明する義務を負う。  | 〔勤労の権利及び義務等〕   |
| (居住、移住及び隣接義務等の自由等)   |  |
| 第二十二条 何人も、居住、移住及び隣接義務の自由を有する。  |  |
| 2. 全て國民は、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を有する。   |  |
| (学問の自由)  |  |
| 第二十三条 学問の自由は、保障する。   |  |
| (家族、婚姻等に関する基本原則)   |  |
| 第二十四条 家族は、社會の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。                                      |  |
| 2. 婚姻は、両性的の合意に基づいて成立し、夫  | 第二十四条 婚姻は、両性的の合意のみに基いて   |

| 日本国憲法改正草案   | 現行憲法  |
|---|---|
| い。  | 第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移住及び隣接義務の自由を有する。            |
| (居住、移住及び隣接義務等の自由等)                                    | ② 何人も、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を有しない。                        |
| 第二十二条 何人も、居住、移住及び隣接義務の自由を有する。                         | 〔家庭の自由〕   |
| 2. 全て國民は、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を有する。                      | 第二十三条 学問の自由は、これを保障する。                                 |
| (学問の自由)   | (家族、婚姻等に関する基本原則)                                      |
| 第二十四条 家族は、社會の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。 | 第二十四条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。 |
| 2. 婚姻は、両性的の合意に基づいて成立し、夫                               | 第二十四条 婚姻は、両性的の合意のみに基いて                                |

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員小西洋之  
(出典：自由民主党「日本国憲法改正草案Q&A」より小西洋之事務所作成)

| 日本国憲法改正草案  | 日本国憲法改正草案   |
|--|---|
| <p>第二十七条 全て国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。</p> <p>2. 食金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律で定める。</p> <p>3. 何人も、見直しを踏襲してはならない。</p> <p>(勤労者の面臨権等)</p>      | <p>第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。</p> <p>③ 食金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。</p> <p>③ 何人も、見直しを踏襲してはならない。</p> <p>2. 勤労者の面臨権は、法律で定める。</p> <p>3. 何人も、見直しを踏襲してはならない。</p> |
| <p>第二十八条 勤労者の面臨する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。</p> <p>[新設]</p>   | <p>第二十八条 勤労者の面臨する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。</p>  |
| <p>2. 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができることの場合は、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられるなければならない。</p> <p>(財産権)</p> | <p>第二十九条 財産権は、これを保障してはならない。</p> <p>② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。</p> <p>③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。</p>   |
| <p>第二十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。</p> <p>(納税の義務)</p>  | <p>第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。</p>  |
| <p>第二十一条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。</p> <p>(適正手続の保障)</p>   | <p>第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。</p>  |
| <p>第二十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を有する。</p> <p>(證拠に関する手続の保障)</p>   | <p>第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。</p>   |
| <p>第二十三条 何人も、現行犯として逮捕される</p>   | <p>第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される</p>  |

| 日本国憲法改正草案  | 日本国憲法改正草案  |
|--|--|
| <p>場合を除いては、登録宣が終り、かつ、理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。</p> <p>(拘留及び拘禁に関する手続の保障)</p>   | <p>場合を除いては、拘留を有する司法宣誓が発令された時は、拘留を有する司法宣誓が発令されない。且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を有へられない。又、何人も、正当な理由がないければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の廷辯で示されなければならない。</p>   |
| <p>第三十条 何人も、正当な理由がなく、若しくは理由を直ちに告げられることなく、又は直ちに弁護人に依頼する権利を与えることなく、又は拘禁され、又は拘禁されない。</p> <p>2. 拘禁された者は、拘禁の理由を直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の廷辯で示すことを求めめる権利を有する。</p> <p>(生居等の不可侵)</p>                                   | <p>第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を有へられない。又、何人も、正当な理由がないければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の廷辯で示されなければならない。</p> <p>② 拘禁された者は、拘禁の理由を直ちに本人及びその弁護人の廷辯で示す。</p>  |
| <p>第三十五条 何人も、正当な理由に基づいて収容され、かつ、捜査する場所及び押収する物を明示する令状によらなければ、住居その他の場所、書類及び所持品について、侵入、捜索又は押収を受けない。ただし、第三十三条の規定により収容される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 前項本文による拘禁又は押収は、差別的手段による各別の令状によって行う。</p> <p>(拘罰及び毀滅的な刑罰の禁止)</p> | <p>第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜査及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基づき、登せられ、且つ捜査する場所及び所持品について、侵入、捜索又は押収を受ける物を示す者がなければ、侵されなければならない。</p> <p>② 捕縛又は押収は、撃墜を有する司法宣誓が発する各別の令状により、これを行ふ。</p>   |
| <p>第三十六条 公務員による捜査及び毀滅的な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。</p> <p>(刑事告訴人の権利)</p>  | <p>第三十六条 公務員による捜査及び毀滅的な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。</p> <p>第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。</p> <p>② 被告人は、全ての証人にに対して証問する権利を十分に与えられる権利及び公審で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。</p> <p>③ 被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。</p> |

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員小西洋之  
(出典:自由民主党「日本国憲法改正草案Q&A」より小西洋之事務所作成)

| 日本国憲法改正草案  | 現行憲法  |
|--|---|
| ① 刑事事件における自由等<br>第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。   | 人種、性別、階層の有無、門地、教育、財産又は門地、教育、財産又は收入によつて差別してはならない。  |
| 2. 握り、金銭その他の強制による自白又は不當に長く拘置され、若しくは拘禁された後の自白は、證換とすることはできない。                                      | (衆議院議員の任期)<br>第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。ただし、衆議院が解散された場合には、その期間満了前に終了する。   |
| 3. 何人も、自己に不利益な唯一の證拠が本人の自由である場合には、有罪とされ、又は刑罰を受けられない。  | (參議院議員の任期)<br>第四十六条 參議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。   |
| (懲及処罰等の禁止)<br>第三十九条 何人も、実行の時に適用ではなかった行為又は既に無罪とされた行為については、刑法上の責任を問われない。同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。 | (選舉に関する事項)<br>第四十七条 選舉区、投票の方法その他の面議院の議員の選舉に關する事項は、法律で定める。この場合においては、各選舉区は、人口を墨本どし、行政区画、地勢等を総合的に勘察して定めなければならない。 |
| (刑罰猶留を求める権利)<br>第四十条 何人も、抑留され、又は拘禁された後、裁判の結果無罪となつたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる。             | (衆議院議員の選舉)<br>第四十八条 何人も、同時に両議院の議員となることはできない。  |
| 第四章 国会   | 第四章 国会  |
| (国会と立法権)<br>第四十一条 国会は、國旗の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。  | (議員の競争)<br>第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相当額の旅費を受ける。   |
| (両議院)<br>第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成する。  | (議員の不選舉特權)<br>第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、國会の会期中選舉されず、会期前に選舉された議員は、その議員の資格があつたときは、会期中就任しなければならない。              |
| (議員の詮諭)<br>第四十三条 両議院は、全國民を代表する選舉された議員で組織する。  | (議員の免選特權)<br>第五十二条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。   |
| 2. 両議院の議員の定数は、法律で定める。  | (通常国会)<br>第五十二条 通常国会は、毎年一回召集される。<br>2. 通常国会の会期は、法律で定める。   |
| (議員及び選舉人の資格)   | (議員及び選舉人の資格)<br>第四十四条 両議院の議員及びその選舉人の資格は、法律で定める。この場合には、人種、信  |
|  | 格は、法律で定める。但し、衆議院の議員及びその選舉人の資格は、法律で定める。  |

| 日本国憲法改正草案  | 現行憲法   |
|--|--|
| (刑事事件における自由等)<br>第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。   | 第三十九条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。  |
| 2. 握り、金銭その他の強制による自白又は不當に長く拘置され、若しくは拘禁された後の自白は、證換とすることはできない。                                      | ③ 登録、榜記若しくは弁護による自白又は本当に長く拘置され、若しくは拘禁された後の自白は、これを證換とすることはできない。        |
| 3. 何人も、自己に不利益な唯一の證拠が本人の自由である場合には、有罪とされ、又は刑罰を受けられない。  | ③ 何人も、自己に不利益な唯一の證拠が本人の自由である場合には、有罪とされ、又は刑罰を受けられない。                   |
| (懲及処罰等の禁止)<br>第三十九条 何人も、実行の時に適用ではなかった行為又は既に無罪とされた行為については、刑法上の責任を問われない。同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。 | 第四十条 何人も、抑留され、又は拘禁された後、裁判の結果無罪となつたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる。 |
| 第四章 国会   | 第四章 国会   |
| (国会と立法権)<br>第四十一条 国会は、國旗の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。  | 第四十一一条 国会は、國旗の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。                                 |
| (両議院)<br>第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成する。  | 第四十二一条 国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成する。  |
| (両議院の詮諭)<br>第四十三条 両議院は、全國民を代表する選舉された議員で組織する。   | 第四十三一条 両議院は、全國民を代表する選舉された議員でこれを組織する。                                 |
| 2. 両議院の議員の定数は、法律で定める。  | ② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。  |
| (議員及び選舉人の資格)   | (議員及び選舉人の資格)<br>第四十四条 両議院の議員及びその選舉人の資格は、法律で定める。この場合には、人種、信           |
|  | 格は、法律で定める。但し、衆議院の議員及びその選舉人の資格は、法律で定める。                               |

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員小西洋之  
(出典：自由民主党「日本国憲法改正草案Q&A」より小西洋之事務所作成)

| 日本国憲法改正草案                          |  |
|------------------------------------|--|
| (臨時国会)                             | 第五十三条 内閣は、臨時国会の召集を決定することができる。いざれかの議院の議員四分の一以上の要請がなされたときは、要請があつた日から二十日以内に臨時国会が召集されなければならない。   |
| (衆議院の解散と衆議院議員の総選挙、特別国会及び参議院の解散と会合) | 第五十四条 衆議院の解散されたときは、解散四十日以内に、衆議院議員の總選舉を行い、その選舉の日から三十日以内に、特別国会が召集されなければならない。<br>② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に解散となる。ただし、内閣は、國に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることがある。<br>③ 前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。 |
| (議員の資格喪失)                          | 第五十五条 衆議院は、各々その議員の資格に關し争いがあるときは、これについて審査し、議決する。ただし、議員の議事権を失わせることには、出席議員の三分の二以上の多数によら裁決を必要とする。  |
| (憲法及び准則)                           | 第五十六条 衆議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同數のときは、議長の決するところによる。<br>② 衆議院の議員は、この憲法に特別の定める場合を除いては、出席議員の三分の二以上の出席がなければすることはできない。  |

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員小西洋之  
(出典:自由民主党「日本国憲法改正草案Q&A」より小西洋之事務所作成)

| 日本国憲法改正草案   |  |
|---|--|
| (臨時国会)  | 第五十七条 衆議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の一以上の多數で決議したときは、秘密会を開くことができる。  |
| 2. 衆議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。 | ② 衆議院は、各々その会議の記録を保存し、出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の要望は、これを会議録に記載しなければならない。  |
| 3. 出席議員の五分の一以上の要望があるときは、各議員の要求を会議録に記載しなければならない。                             | （役員の選任並びに議院規則及び監査）   |
| （衆議院の解散と衆議院議員の総選挙、特別国会及び参議院の解散と会合）  | 第五十八条 衆議院は、各々その議長その他の役員を選任する。<br>2. 衆議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規則に関する規則を定め、且つ院内の秩序を亂した議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。                            |
| （法律案の審査及び衆議院の優越）  | 第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合は、衆議院で可決したとき法律となる。<br>2. 衆議院でこれと異なった法律をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。<br>3. 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が衆議院の臨議会を開くことを求めることを妨げない。 |
| （議員の資格喪失）   | 4. 衆議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。  |
| （憲法及び准則）  | 第五十五条 衆議院は、各々その議員の資格に關し争いがあるときは、これについて審査し、議決する。ただし、議員の議事権を失わせることには、出席議員の三分の二以上の多数によら裁決を必要とする。  |
| （会議及び会議録の公開等）   | 第五十六条 衆議院は、各々その議員の三分の一以上の出席がないれば、議事権を剥奪することができない。<br>② 行政院について、参議院で衆議院と異なる   |

| 日本国憲法改正草案   |  | 現行憲法   |
|---|--|--|
| 事項  | 法律で定める。  | 見解   |
| た談決をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。 | 第六十一条 総務大臣及びその他の閣僚が、衆議院の議決を承認する旨                                     | 第六十一条 内閣は、内閣に属する。<br>（内閣と行政権）<br>第六十五条 行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する。 |
| （議院の承認に関する衆議院の優越）   | 第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の閣僚大臣でこれを組織する。               | 第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の閣僚大臣でこれを組織する。                 |
| 第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。   | ② 内閣総理大臣及び金ての國務大臣は、現役の軍人であつてはならない。                                   | ② 内閣総理大臣及び金ての國務大臣は、支民でなければならぬ。   |
| （内閣総理大臣等の議院出席権の権利及び義務）  | ③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。                                     | ③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。                                       |
| 第六十三条 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、両議院の一に出席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも請求について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。          | ④ 国会は、他の全ての条件に先立って、内閣総理大臣の指名及び衆議院の選出。                                | 第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会に指名する。   |
| 第六十四条 国会は、罷免の訴を受ける裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。  | ⑤ 弹劾に附する事項は、法律でこれを定める。   | 第六十八条 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。この場合には、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。              |
| （弾劾裁判所）   | （政党）   | ② 内閣総理大臣は、任前に國務大臣を罷免することができる。  |
| 第六十五条 国会は、罷免の訴を受ける裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。  | 第六十五条の二 國は、政黨が議会制民主主義に不可欠の存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。 | 第六十九条 内閣は、衆議院が不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、          |
| （政黨）  | ② 政黨の政治活動の自由は、保障する。  | ③ 前二項に定めるもののほか、政党に属する  |

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員小西洋之  
(出典：自由民主党「日本国憲法改正草案Q&A」より小西洋之事務所作成)

| 日本国憲法改正草案   |  | 現行憲法   |
|---|--|--|
| 事項  | 法律で定める。  | 見解   |
| た談決をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。 | 第六十一条 総務大臣及びその他の閣僚が、衆議院の議決を承認する旨                                     | 第六十一条 内閣は、内閣に属する。<br>（内閣と行政権）<br>第六十五条 行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する。 |
| （議院の承認に関する衆議院の優越）   | 第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の閣僚大臣でこれを組織する。               | 第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の閣僚大臣でこれを組織する。                 |
| 第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。   | ② 内閣総理大臣及び金ての國務大臣は、現役の軍人であつてはならない。                                   | ② 内閣総理大臣及び金ての國務大臣は、支民でなければならぬ。   |
| （内閣総理大臣等の議院出席権の権利及び義務）  | ③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。                                     | ③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。                                       |
| 第六十三条 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、両議院の一に出席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも請求について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。      | ④ 国会は、他の全ての条件に先立って、内閣総理大臣の指名及び衆議院の選出。                                | 第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会に指名する。   |
| 第六十四条 国会は、罷免の訴を受ける裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。  | ⑤ 弹劾に附する事項は、法律でこれを定める。   | 第六十八条 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。この場合には、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。              |
| （弾劾裁判所）   | （政党）   | ② 内閣総理大臣は、任前に國務大臣を罷免することができる。  |
| 第六十五条 国会は、罷免の訴を受ける裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。  | 第六十五条の二 國は、政黨が議会制民主主義に不可欠の存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。 | 第六十九条 内閣は、衆議院が不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、          |
| （政黨）  | ② 政黨の政治活動の自由は、保障する。  | ③ 前二項に定めるもののほか、政党に属する  |

| 日本国憲法改正草案  | 現行憲法  |
|--|---|
| 総辞職をしなければならない。   | 総辞職をしなければならない。  |
| (内閣総理大臣が欠けたとき等の内閣の経営監督等)   |   |
| 第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員の総辞職の後に初めて国会の召集が立ったときは、内閣は、総辞職をしなければならない。<br>〔新設〕 | 第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員の総辞職の後に初めて国会の召集が立ったときは、内閣は、総辞職をしなければならない。<br>七 内閣総理大臣が欠けたとき、その他これに準ずる場合として法律で定めるときは、内閣総理大臣があらかじめ指定した國務大臣が、臨時に、その職務を行ふ。 |
| (総辞職後の内閣)  |   |
| 第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらかじめ内閣総理大臣が任命されたの間は、引き続き、その職務を行ふ。                      | 第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して訴訟を国会に提出し、一般国務及び外交關係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。<br>〔新設〕   |
| 2 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を提出し、並びに一般国務及び外交關係について国会に報告する。                         | 2 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を提出し、並びに一般国務及び外交關係について国会に報告する。  |
| 3 内閣総理大臣は、最高指揮官として、国防軍を施援する。   | 3 内閣総理大臣は、最高指揮官として、国防軍を施援する。  |
| (内閣の職務)  |   |
| 第七十三条 内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。  | 第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。   |
| 一 法律を誠実に執行し、國務を総理すること。   | 一 法律を誠実に執行し、國務を総理すること。  |
| 二 外交關係を処理すること。   | 二 外交關係を処理すること。  |
| 三 条約を締結すること。ただし、事前に、やむを得ない場合は其後に、国会の承認を経ることを必要とする。                         | 三 条約を締結すること。但し、事前に、やむを得ない場合は其後に、国会の承認を経ることを必要とする。   |
| 四 法律の定める基準に従い、國の公務に関する事務を行ふこと。   | 四 法律の定める基準に従い、國の公務に関する事務を行ふこと。  |
| 五 承認及び法律案を作成して国会に提出すること。   | 五 承認を作成して国会に提出すること。   |
| 六 法律の規定に基づき、政令を制定すること。   | 六 この憲法及び法律の規定を実施するため  |

| 日本国憲法改正草案   | 現行憲法   |
|---|--|
| と。ただし、政令には、常にその法律の委任がある場合を除いては、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。                | 上、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。                       |
| 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を決定すること。  | 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を決定すること。   |
| (法律及び政令への署名)  |  |
| 第七十四条 法律及び政令には、全て主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。                           | 第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。                           |
| (國務大臣の不許追跡施)  |  |
| 第七十五条 國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、公訴を提起されない。ただし、國務大臣でなくなつた後に、公訴を提起することを妨げない。 | 第七十五条 國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、公訴を提起されない。ただし、國務大臣でなくなつた後にも、公訴を提起することを妨げない。 |
| 第六章 司法  | 第六章 司法   |
| (裁判所と司法権)   |  |
| 第七十六条 全ての司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。                             | 第七十六条 全ての司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。                              |
| 2 特別裁判所は、最終的な上訴権として裁判を行ふことができない。行政裁判所は、終審として裁判を行ふことができない。                   | ② 特別裁判所は、これを設置することができる。行政裁判所は、終審として裁判を行ふことができない。                             |
| 3 金で裁判官は、その良心に従ひ独立してその職務を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。                               | ③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職務を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。                               |
| (最高裁判所の規則制定権)   |  |
| 第七十七条 最高裁判所は、裁判に附する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、罰則を定める権限を有する。          | 第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、罰則を定める権限を有する。           |
| 2 檢察官、弁護士その他の裁判官に附する者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならぬ。                               | ② 檢察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。   |
| 3 最高裁判所は、下級裁判所に委託することができる。  | ③ 最高裁判所は、下級裁判所に委託することができる。   |
| 六 法律の規定に基づき、政令を制定すること。  | 六 この憲法及び法律の規定を実施するため   |

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員小西洋之  
(出典:自由民主党「日本国憲法改正草案Q&A」より小西洋之事務所作成)

| 日本国憲法改正草案  | 現行憲法   |
|--|--|
| (裁判官の身分保護)<br>第七十九条 裁判官は、次の第三項に規定する場合及びその他の始険のために職務を執ることにできないと裁判官が認められた場合は、除くことは認められない。最高裁判所の裁判官は、常に最高裁判所の監視下に在り、國民の監視下を行ふことができるない。                          | 第七十九条 裁判官は、最高裁判所は、その長である裁判官及び法律の定める目数のその他の裁判官で構成し、最高裁判所の長である裁判官以外の裁判官は、内閣が任命する。<br>② 最高裁判所の裁判官は、その任命後、法律の定めどごろにより、國民の審査を受けなければならない。  |
| (最高裁判所の裁判官)<br>第七十九条 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。<br>② 前項の審査において罷免すべきとされた裁判官は、罷免される。   | ③ 前項の審査において罷免すべきとされた裁判官は、罷免される。<br>〔削除〕<br>④ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。<br>⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。<br>⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、二又は懲戒による場合及び一般的な公務員の例による場合を除き、減額できない。 |
| (下級裁判所の裁判官)<br>第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣が任命する。その裁判官は、法律の定める任期を限つて任命され、再任されることができる。ただし、法律の定める年齢に達した時には、退官する。<br>② 前項第五項の規定は、下級裁判所の裁判官の報酬について準用する。 | ⑦ 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、二又を減額することができる。<br>〔法令等並施と最高裁判所〕<br>第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを  |

| 日本国憲法改正草案   | 現行憲法  |
|---|---|
| 決定する権限を有する最終的な上訴審裁判所である。  | 決定する権限を有する終審裁判所である。   |
| (裁判の公開)<br>第八十二条 裁判の口頭弁論及び公判手続並びに判決は、公開の法典であると決した場合に、裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると決した場合には、封審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの監視が三者で保護する国民の権利が問題となつてゐる事件の封審は、常にこれを公開しなければならない。 | 第八十二条 裁判所が、善良の風俗を害する恐れがあると決した場合には、封審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの監視が三者で保護する国民の権利が問題となつてゐる事件の封審は、常にこれを公開しなければならない。                    |
| 第十七条 財政<br>第七章 財政   | 第十七条 財政<br>第七章 財政   |
| (財政の基本原則)<br>第八十三条 國の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行はなければならぬ。<br>2. 財政の健全性は、法律の定めどころにより、確保されなければならない。<br>〔新設〕   | 第八十三条 國の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて行はなければならぬ。<br>2. 財政の健全性は、法律の定めどころにより、確保されなければならない。<br>〔新設〕  |
| 〔予算〕<br>第八十四条 稽核を新たに探し、又は変更するには、法律の定めどころによることを必要とする。  | 第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定めによることを必要とする。  |
| (国債の支出し及び國の債務負担)<br>第八十五条 国債を支出し、又は國が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。   | 第八十五条 国債を支出し、又は國が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。   |
| 〔予算〕<br>第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け、送達を経なければならぬ。<br>2. 内閣は、毎会計年度において、予算を補正するための予算案を提出することができる。<br>3. 内閣は、当該会計年度開始前に第一項の議決を得られる見込みがないと認めるときは、                                     | 第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け、送達を経なければならぬ。<br>2. 内閣は、毎会計年度において、予算を補正するための予算案を提出することができる。<br>3. 内閣は、当該会計年度開始前に第一項の議決を得られる見込みがないと認めるときは、 |

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員小西洋之  
(出典：自由民主党「日本国憲法改正草案Q&A」より小西洋之事務所作成)

| 日本国憲法改正草案   |      | 現行憲法  |   |
|---|------|---|---|
| 暫定期間に係る予算案を提出しなければならない。   | [新設] | 第百一十九条 国の取扱い予算は、毎年一回、國の財政状況について報告しなければならない。   | 常に、少くとも毎年一回、國の財政状況について報告しなければならない。  |
| 4. 每会計年度の予算は、法律の定めるところにより、国会の議決を経て、翌年度以降の年度においても支出することができる。                                       |      | 第百二十条 地方自治は、内閣は、その権限は、その他の公務員は、当該地方公共団体の組織及び運営に係る事項は、地方公共団体の本旨に基いて、法律でこれを定める。                     | 第八章 地方自治<br>（地方自治の本旨）   |
| （予算案）   |      | 第百二十二条 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。                                      | [新設]  |
| 第百七十七条 予見し難い予算の不足にあてたため、国会の議決を経て、内閣の責任でこれを支出することができる。<br>2. 全て予備費の支出については、内閣は、事后に国会の承認を得なければならない。 |      | 2. 住民は、その雇する地方自治体の役務の提供を等しく受けける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。   | 第百二十三条 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体どることを基本とし、その種類及び運営に關する事項は、地方公共団体の本旨に基いて、法律でこれを定める。 |
| （皇室財産及び皇室の費用）   |      | （地方自治体の種類、國及び地方自治体の能力等）   | [新設]  |
| 第百八十八条 金で皇室財産は、國に屬する。全て皇室財産は、國に属する。全て皇室の費用は、予算案に計上して国会の議決を経なければならない。                              |      | 第百八十九条 公金その他の公の財産は、宗総の組組若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは被愛の事業に対し、これを出し、又はその利用に供してはならない。 | 第百二十五条 地方公共団体の本旨に基いて、法律でこれを定める。   |
| （公の出資及び利用の制限）   |      | 第百九十条 公金その他の公の財産は、第二十一条第三項ただし書に規定する場合を除き、宗教活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは被愛のため、又はその利用に供してはならない。          | ② 地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない。地方自治体は、相互に協力しなければならない。                              |
| 第百九十条 公金その他の公の財産は、第二十一条第三項ただし書に規定する場合を除き、宗教活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは被愛のため、又はその利用に供してはならない。          |      | （地方自治体の議会及び公務員の直接選任）  | [新設]  |
| （税金の承認等）  |      | 第百九十二条 地方自治体には、法律の定めるところにより、金銭その他重要事項を議決する権限として、議会を設置する。  | 第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議会の議員及び法律の定める他の公務員は、当該地方自治体の住民であつて日本国籍を有する者が直接選挙する。       |
| 第百九十条 内閣は、國の取扱い予算は、すべて毎年会計監査院がこれを検査し、内閣は、次年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。                       |      | 2. 地方自治体の長、その他の公務員は、当該地方自治体の住民であつて日本国籍を有する者が直接選挙する。   | ③ 地方公共団体の長、その他の公務員は、その議会の議員及び法律の定める他の公務員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選舉する。                       |
| （税金の承認等）  |      | （地方自治体の権能）  | [新設]  |
| 第百九十二条 内閣は、國の取扱い予算は、法律で定めて、全て毎年会計監査院の検査を受け、法律の定めるところにより、次の年度にその検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。        |      | 第百四十五条 地方自治体は、その事務を處理する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。  | 第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を處理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。                      |
| 2. 会計監査院の組織及び権限は、法律で定められる。  |      | 3. 内閣は、第一項の検査報告の内容を予算案に反映させ、国会に対し、その結果について報告しなければならない。  | [新設]  |
| （財政状況の報告）   |      | 第百九十三条 内閣は、国会に対し、定期に、少  | 第九十五条 地方自治体の組織及び國の財政措置は、条例の定めるとところにより課する地方税その他の自主的                                      |

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員小西洋之  
(出典：自由民主党「日本国憲法改正草案Q&A」より小西洋之事務所作成)

| 日本国憲法改正草案   | 現行憲法   |
|---|--|
| <p>場合にはにおいて、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。</p> <p>(緊急事態の宣言の効果)</p> <p>第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の権力を有する政令を制定することができます(ほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の更に対し必要な指示をすることができる)。</p> <p>2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。</p> <p>3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る要態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して差せらるる國との他会の機関の指示に従わなければならぬ。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。</p> <p>4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選舉期日の特例を設けることができる。</p> | <p>第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を経なければ、国会は、これを制定することができない。</p> <p>(地方自治特別法)</p> <p>第九十七条 特定の地方自治体の組織、運営若しくは機能について他の地方自治体と異なる定めをし、又は特定の地方自治体の住民にのみ適用し、権利を制限する特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票において有効投票の過半数の同意を得なければ、制定することができない。</p> <p>第五章 緊急事態</p> <p>(緊急事態の宣言)</p> <p>第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、議院にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。</p> <p>2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前に事後に国会の承認を得なければならない。</p> <p>3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の結果があつたとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又はは事態の推移により当該宣言を維持する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、議院にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。</p> <p>4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この</p> |

| 日本国憲法改正草案  | 現行憲法   |
|--|--|
| <p>な財源をもつて充てることを基本とする。</p> <p>2 國は、地方自治体において、前項の自主的な財源をもつて充てることは、法律の定めるところにより、必要な財政上の措置を講じなければならない。</p> <p>3 第八十三条第二項の規定は、地方自治について準用する。</p> <p>(地方自治特別法)</p> <p>第九十七条 特定の地方自治体の組織、運営若しくは機能について他の地方自治体と異なる定めをし、又は特定の地方自治体の住民にのみ適用し、権利を制限する特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票において有効投票の過半数の同意を得なければ、制定することができない。</p> <p>第五章 緊急事態</p> <p>(緊急事態の宣言)</p> <p>第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、議院にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。</p> <p>2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前に事後に国会の承認を得なければならない。</p> <p>3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の結果があつたとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又はは事態の推移により当該宣言を維持する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、議院にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。</p> <p>4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この</p> | <p>第九十六条 この憲法の改正は、全議院の三分の二以上の賛成で、國会が、これを提出し、國民に提請してその承認を得なければならぬ。この承認には、特別の國民投票又は國会の定める議院の選行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。</p> <p>② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。</p> <p>第十章 最高法規</p> |

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員小西洋之  
(出典:自由民主党「日本国憲法改正草案Q&A」より小西洋之事務所作成)

| 日本国憲法改正草案   | 別冊  | 日本国憲法改正草案                                    | 別冊  |
|---|---|--|---|
| <p>〔削除〕</p> <p>第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由燃焼の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の危機に堪へ、現在及び将来の国民に対して、侵すことのできない永久の権利として誓されたものである。</p> <p>(憲法の最高性根拠等)</p> <p>第一百一十二条 この憲法は、國の最高性根であつて、その条規に反する法律、命令、諮詢及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。</p> <p>2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。</p> | <p>第九十八条 この憲法は、國の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、諮詢及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。</p> <p>② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。</p> | <p>第九十九条 天皇又は其の権限を有する官吏は、この憲法を尊重する義務を負ふ。</p> | <p>第一百二条 全国民は、この憲法を尊重しなければならない。</p> <p>2 参議院議員、國務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。</p> |

| 日本国憲法改正草案   | 別冊   | 日本国憲法改正草案  | 別冊  |
|---|--|--|---|
| <p>〔施行期日〕</p> <p>第一百三十二条 この憲法は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(施行に必要な準備行為)</p> <p>2 この憲法改正を施行するために必要な法律の制定及び改廃その他この憲法改正を施行するためには、この憲法改正の施行の日よりも前に、これを執行するに必要な準備行為は、この憲法改正の施行の日よりも前にを行うことができる。</p> <p>(適用区分等)</p> <p>3 改正後の日本国憲法第七十九条第五項後段(改正後の第八十条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、改正前の日本国憲法の規定により任命された最高裁判所の裁判官及び下級裁判所の裁判官の報酬についても適用する。</p> <p>4 この憲法改正の施行の際現に在職する下級</p> | <p>〔新設〕</p> <p>第一百零一条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。</p> <p>② この憲法を施行するために必要な法律の制定及び参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備行為は、前項の期日よりも前に、これを執行することができる。</p> | <p>第一百一十二条 参議院議員がまだ成立していないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての施限を行ふ。</p> | <p>第一百二十三条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。</p> |

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員小西洋之  
(出典:自由民主党「日本国憲法改正草案Q&A」より小西洋之事務所作成)